

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会（第 86 回）

1 日時

令和 7 年 5 月 13 日(火) 10:00~11:40

2 場所

Web 開催

3 出席者(敬称略)

(1) 委員会構成員

相田 仁（主査）、森川 博之（主査代理）、朝枝 仁、石井 義則、岩田 秀行、  
内田 真人、江崎 浩、武居 孝、田中 絵麻、宮田 純子、矢入 郁子、矢守 恭子

(2) オブザーバ

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人 ICT-ISAC、  
日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、  
ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

(3) 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、  
大塚 康裕（安全・信頼性対策課長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）、  
柴田 輝之（電気通信技術システム課企画官）、  
竹淵 翔矢（安全・信頼性対策課課長補佐）、  
川津原 光裕（電気通信技術システム課課長補佐）

4 議事

(1) 電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえた電気通信事故報告制度の在り方  
について 対応の方向性（案）

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料 86-1 に基づき、「① 電気通信事故報告制度の目的」について説明がなされた。説明終了後、質疑応答を行った。質疑応答の様子は以下のとおり。

【内田構成員】

行政指導関係について、事業者からいくつか懸念が示されていたことについて意見を述べる。これまでの行政指導の目的は、同種の事故が再発しないように該当の事業者に徹

底していただくために行ったものであり、責任を問うものではなかったと認識している。

事故の内容に応じて、社会的関心が高いものなど必要性が高い事故について、行政指導を行うことについて理解をしている。

【江崎構成員】

内田構成員の意見に賛同する。

【竹淵課長補佐】

御指摘を踏まえて、引き続き社会的影響が大きいもの、必要性が高いものについては、行政庁として必要な対応を行って参りたい。

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料 86-1 に基づき、「②「重大な事故」の報告基準の見直し」について説明がなされた。説明終了後、質疑応答を行った。質疑応答の様子は以下のとおり。

【内田構成員（竹淵課長補佐代読）】

「重大な事故」の報告基準の見直しについて意見を申し上げたい。

まず、無料で提供されるインターネット関連サービスについて、メッセージングサービス等、実質的に生活インフラとして機能しているといえる。社会的影響の大きいサービスには、今後ますます一定の対応や説明責任が求められる場面が増えていくと考える。現行の報告基準では、こうしたサービスが半日または 1 日利用できない状態になって初めて重大事故として報告される枠組みとなっているが、これはオフィスアワーを含む社会活動時間帯すべてに影響が及ぶような規模であり、利用実態との乖離があるように思われる。社会活動に支障が生じうるようなサービス停止の状況を考えれば、継続時間に関する報告基準を短縮するという方向は妥当であり、事務局案に賛同する。

次に、インターネットアクセスやインターネット接続サービスは、インターネット関連サービスの基盤を支える存在であり、より物理的インフラに近い性質を有しているといえる。こうした役割の高まりを踏まえれば、データ通信サービスの報告基準についても、より厳格な運用が求められる局面に来ていると考えられることから、事務局案に賛同する。

【江崎構成員】

基準が厳しくなることについて、事業者からしたら避けたいことではあると思う。他方で、現状を考えれば、データ通信は音声通信と同程度の重要性を有しており、基準の見直しは仕方がないことである。

以前よりデータ通信の位置づけが非常に高まっているという視点で考えるべきであり、報告基準は厳しくなるが、それに伴う報告数は大幅に増えないということでもあるので良いと思う。また、報告の負荷軽減も重要であり、ワンパッケージで議論することはやはり重要である。

一方で、10万人という数字が一人歩きするのは良くない。1万人でも数千人でも非常に大きな影響がある事故もあり、そういった事故について何も対策をしなくて良いものではない。数が少なくとも重要な案件に関しては、総務省との健全な対話を通じ、必要な対応に繋がられるようにしていただきたい。

【朝枝構成員】

江崎構成員の意見に賛同する。数字の最適化というのは難しく、経験値として意見交換をしながら、今後見直しを含めて行っていくものと認識。今回の見直しの方向性に賛同する。

【宮田構成員】

事務局説明資料が大変分かりやすく、方向性をよく理解できた。他の構成員の意見に賛同する。近年データ通信の重要性が高まっており、利用者アンケートにもあるとおり、2時間以上サービスを利用できないと60%以上の利用者が重大な事故と受け止めるといった結果が出ているため、検討を行う必要がある。

報告をすることについて、罰を与える目的ではなく、同種の事故が起きないための再発防止の観点が一番重要だと考えており、その観点で良いシステムを作っていければよいと考える。

手続き上の負担軽減も重要であると考えており、事務局案にあるように、例えばガイドラインで目安を示す、どういった点が重要なポイントを絞って示す等、わかりやすくすることで、報告に係る負担軽減が図られるものと思う。基本的に賛同している。

【森川主査代理】

1つの都道府県のすべての利用者に影響が及ぶような通信事故を重大な通信事故として報告をする基準は適切な基準と考えられ、そのような観点から事務局案は適切な水準であると思う。

一方で、他の構成員からの御指摘のとおり、報告件数が増えるため、事故検証の重点化を意識することで、メリハリをつけた対応を行っていただきたいと考える。

【田中構成員】

全体として賛同している。無料のインターネット関連サービスについて、利用者アンケートにあるとおり、2時間以上で事故だと感じる利用者が多い点や、参考値として記載があった、基準を変えることで報告が新たに上がってくる点を踏まえると、見直しの意義があると考ええる。

【竹淵課長補佐】

多くの構成員から検討の方向性に賛同いただき感謝する。

江崎構成員からの御指摘については、まず、事業者・総務省の予見可能性を確保するため、報告対象について一定の閾値を設定しておき、これに基づき報告をいただくのが基本になると考えている。一方で、御指摘のとおり、事案によって閾値に達しないものの大きな社会的影響があるものについては任意の報告をいただくことも重要と考える。直近で

も、先週発生したフリーダイヤル等に係る事故について、影響利用者数の点では重大な事故には該当しないものであるが、当該サービスは多くの企業や政府機関の電話窓口で利用されるなど、社会的影響が大きいものであることから、事故概要等の報告を受けている。御指摘の点については、次回会合の資料への反映について、相田主査と相談させていただきたい。

朝枝構成員からは、事務局案として示した報告基準について賛同いただいたが、今後見直しを行った後であっても、運用を通じて不断の見直しが重要との御指摘と理解。

田中構成員からも、無料のインターネット関連サービスは現状の報告基準では報告が上がってこないが、見直しを行うことで、報告が上がってくるので良いのではないかという意見をいただいた。

森川主査代理からもデータ通信サービスに関する報告基準について、10万人という数値は概ね1都道府県の規模であるといった点も意識されており適切な水準ではないかといった意見をいただいた。

いただいたこれらの意見を踏まえながら、引き続き検討して参りたい。

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料 86-1 に基づき、「③「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」として報告対象となる事態の見直し」について説明がなされた。説明終了後、質疑応答を行った。質疑応答の様子は以下のとおり。

#### 【相田主査】

おそれ事態は、報告の目的という観点からすると、利用者周知に繋がるものではないということを踏まえると、省令に明記すると思うが、実際の運用としては、報告要否を事業者との対話を通じて行うということも考えられる。

#### 【竹淵課長補佐】

重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態については、重大な事故とは異なり、継続時間や影響利用者数といった決められた閾値があるものではない。そのため、御指摘のとおり、個別ケースごとに報告要否の判断に迷う場合もあると思われることから、極力省令や関係ガイドラインへ明記することで紛れがないようにしたいとは考えるが、それでも判断が悩ましい場合には、総務省まで遠慮なく相談いただき、適切な運用ができれば良いと考える。

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料 86-1 に基づき、「④事業間の事故情報共有の促進」及び「⑤事故検証の重点化等」について説明がなされた。説明終了後、質疑応答はなかった。

- ・議事（1）全体に関する質疑応答を行った。

【朝枝構成員】

資料 44 ページに記載がある D D o S 攻撃について、前回のヒアリングで一部事業者から、D D o S 攻撃を受けた場合、N I S C や総務省等複数の機関に報告することが負担となるというコメントがあったが、この点について総務省はどう考えるか。

この点、事業者とは意見が異なるかもしれないが、報告する窓口が複数になること自体が問題ではなく、同じ事象に関する報告に関して、報告先ごとに全く別の報告書を作成する必要があるとすれば、それに対してコストがかかり、事業者の負担になると思えるため、報告する内容を同一もしくはオーバーラップしたものにすれば、あまりコストがかからないのではないかと考えた。

【竹淵課長補佐】

資料 43 ページ目の 1 番下に注釈として記載があるとおり、重要インフラ事業者は法令等で報告が義務付けられている場合に、重要インフラ所管省庁、通信でいえば総務省を経由して N I S C に報告することになっている。一部緊急時は重要インフラ所管省庁と N I S C に一斉同報的に報告を行い、直接的にやり取りすることも否定されていないが、基本的に窓口は一本化されている。

また、重要インフラ事業者は通信以外の分野にも存在することや、緊急時等は複数の窓口と同様の報告が求められることがありえる点も踏まえ、政府全体の方針として、報告様式の一元化も検討されている状況であるため、通信分野としてもしっかりと対応していきたい。

【相田主査】

本日欠席の構成員もいるため、本件については事務局において追加の意見を募ったうえで、次回の委員会を進めたい。

(2) 端末機器の技術基準等への適合性に係るセキュリティ基準の見直しについて

・事務局（川津原課長補佐）より、資料 86-2 に基づき、端末機器の技術基準等への適合性に係るセキュリティ基準の見直しについて説明がなされた。説明終了後、質疑応答を行った。

【江崎構成員】

3 点コメントしたい。①検討を進めるにあたり、経済産業省と I P A で実施している J C - S T A R との連携を引き続き図っていただきたい。② N O T I C E の取組について I P v 6 に対する検知の度合いは低いと思われる。この辺りについても検討いただきたい。③我が国のサイバーセキュリティ対策として活動しやすい結果が得られることを期待したい。

【柴田企画官】

①についてはこれまでも総務省として経済産業省と連携を図って進めてきている。今

回の検討内容についても同様に対応してまいりたい。②、③については、今般、必要なセキュリティ対策を議論することによって、NOTICEの取り組みなどについても、求められる内容が整理されるよう、議論を進めていければと考える。

【相田主査】

今回の検討対象も「電気通信回線設備に直接接続される端末機器」となるのか。間接的に接続される端末機器もIPで接続されている現状を踏まえれば対象として考えてもよいのではないか。

【柴田企画官】

御指摘の点はごもっともであるが、まずは、電気通信回線設備に直接接続される端末機器に対してしっかりとセキュリティ対策がとられるよう制度の見直しを行い、その上で間接的に接続される機器の脆弱性強化がどれだけ必要となるのか、リスクを検証したうえで検討を進める手順を考えている。今後の議論において、構成員の皆様の意見を伺いたい。

【田中構成員】

現状では個人宅にもIoT機器が入り込んでいることに加え、企業が導入しているスマートメータなどは数千万台規模で設置されていることもあり、本検討については関心がある。

【江崎構成員】

現時点は、JC-STARで規定している適合基準の方がサイバーセキュリティの観点では、総務省の技術基準よりも進んだものとなっている。この内容を参考にすることは問題ないがお互いの基準が矛盾することのないように進めていただきたい。

【相田主査】

総務省が対象とする端末機器とJC-STARが対象とする端末機器に同じ基準が適用されることとなった場合、義務化されることによるインパクトも考慮する必要がある。また、技術基準を見直す場合はWTO手続きを経ることになり、過度に厳しい基準とすると、昨今話題となっている非関税障壁の話も出てくるため、諸外国の状況も踏まえた検討や規制の対象を絞るといった考え方もあるのではないか。

### (3) その他

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、今後の予定等について説明が行われた。

(以上)